右及中（通）報候也

倉橋メリヤス、系爭事件解決報告

去ル四月三十日ノ日本メリヤス商会ニ於ケル債務者倉橋メリヤス工場ハ債権者ノ要求ニ応ジ債務者ノ債務ノ弁済ニ依リ六月八日円満解決シ爾後ハ相互ニ其ノ事業ニ専心スルコトヲ誓ヒ相互ニ其ノ事業ニ専心スルコトヲ誓ヒ

一、工賃ノ一割三分低下ノ即時撤回セラレタシ

二、見習職工及ビ機械工ニ対シ日給ヲ支給セラレタシ

日給ハ前月ノ三月分ノ賃金ヲ基礎トシテ支給セラレタルモノ

三、系爭ナル動力故障ニ対シ其他工場ノ都合ニ依リ休業セシメタル時ハ日給ヲ支給セラレタシ

四、針代ハ二割ニ於テ金額ヲ増セラレタシ

五、日給制ヲ確ニ最低賃金ヲ制定セラレタシ

日給ハ最低十銭ヲ以テ制定セラレタシ

六、工場法ヲ施行セラレタシ、但事情ノ許サレタル上ニ於テ即時実施セラレタシ

但事情ノ許サレタル上ニ於テハ七月末ノ二期ニ於テ施行セラレタシ、

但新ニ建築セラレタル工場ハ即時実施セラレタシ、

右要求書ノ要項

日本メリヤス商会ハ前日ノ要求ニ対シ回答書ノ形式ニテ他スヲ拒絶シ且ツ倉橋メリヤス商会ハ二月初旬ニ於テ要求書ヲ出ダシ、其内容ハ次ノ如キ要求ヲ為シタルモノニシテ、

一、工賃ノ一割三分低下ノ即時撤回セラレタシ

二、見習職工及ビ機械工ニ対シ日給ヲ支給セラレタシ

日給ハ前月ノ三月分ノ賃金ヲ基礎トシテ支給セラレタルモノ

三、系爭ナル動力故障ニ対シ其他工場ノ都合ニ依リ休業セシメタル時ハ日給ヲ支給セラレタシ

四、針代ハ二割ニ於テ金額ヲ増セラレタシ

五、日給制ヲ確ニ最低賃金ヲ制定セラレタシ

日給ハ最低十銭ヲ以テ制定セラレタシ

六、工場法ヲ施行セラレタシ、但事情ノ許サレタル上ニ於テ即時実施セラレタシ

但新ニ建築セラレタル工場ハ即時実施セラレタシ、